

産学共同研究開発助成事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は、産学共同研究開発の促進を図るため、一般財団法人四国産業・技術振興センター（以下「本センター」という。）が実施する産学共同研究開発助成事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(助成対象者)

第2条 産学共同研究開発助成事業の対象者は、大学・高専および公設研究機関等（以下「大学等」という。）の研究者と共同研究・共同開発を実施しようとする、四国内に本社または事業所を持つ中小企業等とする。ただし、法人格を有することとし、個人事業主は除く。なお、大学等の所在地は問わない。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者と認められる者ではないこと。

(助成対象)

第3条 産学共同研究開発の助成対象は、企業が取り組み中または検討中の技術開発・製品開発のうち、大学等と共同で行う研究開発事業とする。

2 なお、助成対象の研究開発は、同一または類似テーマで、過去に本事業で採択されてないこと、当該年度に本センター及び他の機関の事業で採択されてないことを条件とする。

(助成事業の期間)

第4条 助成事業の期間は、当年9月1日から翌年8月31日とする。

(助成対象経費および限度額)

第5条 助成事業の対象となる経費は、共同研究費および自主研究費の全部または一部で、研究開発の実施に直接必要な経費であって別表に掲げるものとする。

2 前項に係る助成金は、1件につき50万円（税込）程度を限度とする。

(交付申請)

第6条 助成金を受けて事業を実施しようとする者は、産学共同研究開発助成事業提案書（様式1）を本センターの理事長（以下「理事長」という。）が定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 理事長は、前条の規定による提案書について、審査委員会において、別途定める審査要領に基づき審査を行い、助成金の交付先と金額を決定し、産学共同研究開発助成事業を行うこととなった者（以下「事業者」という。）に速やかに通知する。なお、必要に応じて審査委員会においてヒアリングを行う。

(暴力団排除に関する誓約)

第8条 事業者は、別紙暴力団排除に関する誓約事項についての内容を確認し、提出しなければならない。

(事業の遂行)

第9条 事業者は、交付決定の内容に従い、研究開発を実施しなければならない。

2 事業者は、大学等と協議のうえ共同研究契約（受託研究契約）等を当年12月までに締結しなければならない。

3 事業者は、実施内容の変更等がある場合、事前に理事長に書面で届けなければならない。

4 本センターは、研究開発目標を達成するため、事業者に対しヒアリングを行うとともに、必要に応じてコーディネートを行う。

(実績報告)

第10条 事業者は、事業を完了したときまたは助成金の交付決定に係る事業期間が終了したときは、完了日から10日以内に実績報告書（様式2）を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定および交付)

第11条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書および必要な証拠書類を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 事業者は、確定した助成金の額を請求するため、交付金請求書（様式3）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、助成金の額を確定し、事業者から交付金請求書を受領したときは、速やかに事業者に対し助成金を交付するものとする。

(概算払い)

第12条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために、大学等との共同研究契約等締結時や年度末等必要があると認めるときは、助成金を概算払いにより交付することができる。

2 事業者は、概算払いにより助成金を請求するときは、交付金概算払請求書（様式4）を理事長に提出しなければならない。ただし、概算払い請求は1回を限度とする。

(交付決定の取消し)

第13条 理事長は、事業者がこの規程または交付決定の内容に違反したときは、交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(返還)

第14条 理事長は、助成金の交付後に交付決定を取り消す場合は、交付した助成金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(協力事項)

第15条 事業者が事業完了後5年以内に、本事業の成果に基づき戦略的基盤技術高度化支援事業など管理機関が必要な補助金等へ応募する際は、応募書類作成や当センターを管理機関の候補とするなど相互に協力するものとする。

(調査等の協力)

第16条 事業者は本センターの助成事業に関する調査等について協力する。

2 本条の規程については、助成事業終了後もその効力を有する。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 改定 平成19年4月 9日
- 3 改定 平成20年5月12日
- 4 改定 平成23年4月28日
- 5 改定 平成24年5月10日
- 6 改定 平成26年5月23日
- 7 改定 平成27年5月 7日
- 8 改定 令和4年4月14日
- 9 改定 令和4年5月19日

別 表

助成対象経費

区 分	内 容
1. 共同研究費 (注1、注2)	当該事業の実施に直接必要な大学・高専や公設研究機関等と行う共同研究費
2. 自主研究費	
(1) 材料・消耗品費 (注1)	当該事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の購入費または制作費
(2) 外注加工費 (注1)	当該事業の実施に直接必要な加工等の外注に係る経費
(3) 検査・調査費 (注1)	当該事業の実施に直接必要な検査・分析や市場調査等に係る経費 (人件費、旅費は除く)
◆実績報告書(様式2)、交付金請求書(様式3)、交付金概算払請求書(様式4) 提出時の注意事項 (注1) 支払い金額を確認するため、領収書等のコピーを提出すること。 (注2) 共同研究内容を確認するため、共同研究契約書等のコピーを提出すること。	